

資本金

五萬圓

事業

船舶運輸業

使用労働者

十三名 (内譯

船夫 船夫
自動車運転手 四)

三、労働者側

争議参加者

船夫 八名

加盟労働組合

總聯合京浜船夫組合東京支部聯合協議會

争議参加者中組合加盟者

全員

四、争議發生ノ時

七月二十八日

五、争議發生原因

事業主ハ船夫川島佐吉ガ職務ニ誠意ヲ欠キ荷主側ヨリ再三ノ苦情ヲ申込マレ船夫トシテ不適任ナリトノ理由ニテ七月二十二日解雇ヲ申渡シタルニ因ル

六、要求事項

別記歎願書ノ通

七、経過

(1) 事業主側

事業主側ニマリテハ従業員ノ歎願事項ニ対シ荷主其ノ他ト協議中ナルガ大体拒絶ノ方針ニテ其ノ旨ヲ本部宛回答セントスル模様ニテ當然交渉決裂スベシトノ予想ノ下ニ船船ノ貨物ノ陸揚ゲヲ行ヒ罷業ニ備フル一方月末ノ仕込金々支給ヲ停止シテ従業員側ノ機先ヲ制セント対策考究中

(2) 従業員側

従業員側ハ村石繁藏外三名ヲ代表トシテ事業主ニ対シ復職方ヲ歎願セル又事業主ヨリ拒絶セラレタルノミナラズ争議ニ参加シタル者ハ解雇スル旨ノ申渡シヲ受ケタル為七月二十五日本部(總聯合本部)ニ之ガ対策ヲ諮リタル